

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案**

上記の議案を提出する。

平成 28 年 8 月 29 日

提出者 国立市長 佐藤 一 夫

(説明) 国立市まちづくり条例の施行に伴い、国立市開発行為等指導要綱審査委員会が廃止されるため、条例の一部を改正するものである。

**国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例の一部を
改正する条例案**

国立市非常勤特別職職員の報酬および費用弁償に関する条例（昭和49年11月国立市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条中第61号を削り、第62号を第61号とし、第63号から第71号までを1号ずつ繰り上げる。

第4条中「第2条第15号から第68号まで」を「第2条第15号から第67号まで」に改める。

第5条第1項中「第2条第69号から第71号まで」を「第2条第68号から第70号まで」に改める。

別表第2中

「

ホテル審議会委員	〃 9, 100円
開発行為等指導要綱審査委員会委員	〃 9, 100円

」

を

「

ホテル審議会委員	〃 9, 100円
----------	-----------

」

に

改める。

付 則

この条例は、平成29年1月1日から施行する。